

建築法務の取り組み

建築法務部の一年

建築法務部が発足してから五年。この一年、建築士を招いての勉強会（住宅建築の基礎から学ぶ）、名古屋大学「減災館」の見学（東南海地震や建物の耐震性の勉強）、建築紛争特設サイトの更新、「建築紛争Q&A」パンフレットの改訂などを進めてきました。

建築紛争に関する相談、ご依頼も増えており、その内半数以上が「建築紛争特設サイトを見て相談に来られた」という方です。建築士の方からの紹介事案もあ

ります。

リフォーム工事、新築のときの近隣とのトラブル、建物の構造や耐震強度に関する事案、元請業者と下請業者のトラブル、建築士の設計監理料や設計監理責任をめぐる問題などがありました。したが、その他多様な相談、依頼を受けております。熊本地震で問題となった「一階と二階の柱壁の位置のずれ」の事案などの解決事例もありました。調停や訴訟を待たず、交渉による解決

事例もあります。

定例会議では、各弁護士が担当している事案の報告、討議も行っており、所属弁護士、事務局員の力量も上がってきていると自負しております。

今年は、部員の力量アップ、受任事件の解決に一層の努力を重ねたいと考えております。

一度、「建築紛争特設サイト」をご覧ください。「名古屋・弁護士・建築トラブル」で検索するとヒットします。



弁護士
田原 裕之